平成２７年（フ）第１４１号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地２　県営住宅Ｒ６―202号
債務者　吉岡　広美
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１４５号
高知市朝倉己87番地21
債務者　永正　真央
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１４６号
高知県高岡郡日高村本郷3452番地
債務者　中山　一輝
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１４８号
高知市みづき２丁目914番地１　ルピナス観月坂101号
債務者　小松　積佐
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５２号
高知市一宮徳谷21番39号
債務者　石川　慎二
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１６３号
高知県土佐市高岡町乙1179番地21　ＹＭマンション402号
債務者　谷口　福喜
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１１０号
茨城県稲敷郡阿見町住吉１丁目15番地14　サマックスサンセールＢ102、前住所茨城県土浦市木田余東台３丁目11番６号　ヴィラコンテンスＤ201
債務者　小澤　和子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第４６８号
埼玉県川口市朝日１丁目22番27号　コーポ白根101号
債務者　今野　真弓
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６０１号
埼玉県朝霞市根岸台６丁目10番26号　シャルマンヒル101
債務者　林山　晋介
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６０７号
さいたま市南区文蔵５丁目１番10―202号
債務者　大久保　博
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６１０号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―25―110、旧住所埼玉県上尾市大字畔吉457番地26
債務者　河井　義夫
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２３８号
埼玉県草加市新栄４丁目1000番地新栄町団地４―10―503
債務者　根岸秀一郎
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２６８号
埼玉県三郷市早稲田７丁目21番地９　パークハイツ７号室
債務者　鴨　　睦子
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２０２号
埼玉県比企郡川島町大字紫竹49番地６
債務者　増田　春奈
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１３１号
埼玉県熊谷市御正新田1208番地４
債務者　金子八千代
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１３２号
埼玉県熊谷市上根429番地23
債務者　齋藤　晋平
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１８号
京都府南丹市園部町横田３―90ベルメゾンⅡ205号、住民票上の住所京都府南丹市日吉町胡麻猫鼻12番地５
債務者　堀田　　友
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
京都地方裁判所園部支部破産係